

令和5年度第1回東大阪市景観審議会議事録

日 時	令和5年8月30日（水） 10：00～11：30
場 所	東大阪市役所22階 会議室1、2
出席委員 （10名）	大石委員、片山委員、川口委員、高土委員、津田委員、久委員、 平井委員、船曳委員、牧委員、松田委員
欠席委員 （2名）	大西委員、藤本委員
事務局	浅田土木部長、山下土木部次長、竹田みどり景観課長、 太田同課主査、大月同課主査、河内同課主任
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 会長の選任</p> <p>3 職務代理者の指名</p> <p>4 デザイン部会委員の指名</p> <p>5 議 題</p> <p>【審議案件】</p> <p>議案第1号 （仮称）近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の 指定の方針について（諮問）</p> <p>議案第2号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）</p> <p>【報告案件】</p> <p>議案第3号 デザイン部会で審議された案件の答申について （報告）</p> <p>6 閉 会</p>
配布資料	<p>○議事次第</p> <p>○配席表</p> <p>○東大阪市景観審議会委員名簿</p> <p>○議案書</p> <p>○関係法令等参考資料ファイル</p>

(議事要旨)

1 開 会

- 開会に先立ち、野田市長より挨拶があり、その後、委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会の開会を宣言。

2 会長の選任

- 会長には、片山委員が選任された。

3 職務代理者の指名

- 会長の職務代理者には、久委員が指名された。

4 デザイン部会委員の指名

- デザイン部会委員には、久委員、藤本委員、川口委員、船曳委員が指名された。デザイン部会長には久委員が指名された。

5 議 題

- 審議案件

議案第1号―「(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定の方針
について」

議案第2号―「デザイン部会の審議予定案件について」

- 報告案件

議案第3号―「デザイン部会で審議された案件の答申について」
を議案書に基づき事務局より説明。

6 閉 会

- 事務局を代表して浅田土木部長より挨拶があり、審議会を閉会。

議事録

【会長】

議事の5に参りたいと思います。議事の5は審議案件が2件、そして報告案件が1件ございますので、順次進めてまいりたいと思います。

まず、今回初めて委員となられた方もいらっしゃいますので、景観行政についてまず簡単に説明していただき、その上で、議案第1号として、(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定の方針についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局が説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案の内容に入ります前に、東大阪市のこれまでの景観行政の経過について、簡単に説明いたします。

平成17年4月、本市は中核市に移行し、景観行政団体となり、屋外広告物に関する事務を開始、同年11月には、本市総合計画を景観面より実現するため、東大阪市景観形成基本計画を策定いたしました。

その後、平成26年4月に、景観法に基づく景観条例を制定・施行すると共に、景観について審議する場として、景観審議会を設置しました。

平成27年8月には、景観計画を施行し、民間の大規模な建築物の新築等について景観の届出制度を開始、平成28年7月に景観に関する専門的事項を審議するためのデザイン部会を設置しました。

また、令和3年4月には、大阪モノレールの南伸事業に伴い、新たに形成される都市景観と一体となった美しいまちなみを形成できるよう、市役所本庁周辺を景観形成重点地区に指定しました。

さらに、市が良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすため、公共空間景観形成ガイドラインを策定し、公共空間の設計・整備において、担当部署と景観担当部署が共通の認識を持って連携を図れるよう景観協議の仕組みを作り、統一された都市の景観デザインの形成を目指して運用しているところで

す。

それでは、議案第1号の「(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定の方針」について、説明いたします。

議案第1号の諮問内容としましては、「景観形成重点地区を指定するにあたり、指定の方針について意見を聴くもの」です。

まず始めに、景観形成重点地区の概要について改めて説明いたします。

景観形成重点地区とは、本市景観条例において定めたもので、景観行政団体が、「良好な景観の保全」と、「地区特性にあった良好な景観の形成」を図るために、市民及び事業者等の意見を聴きながら、必要な区域において、景観に関して地区特性にあった景観形成の方針やきめ細やかな制限の基準を定めた地区

をいいます。

また、「景観形成重点地区を指定できる区域」とは、景観計画区域、東大阪市では市域全域のうち、「現にある良好な景観を重点的に保全する必要があると認められる区域」、「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」、のいずれかに該当する場合としています。

景観形成重点地区において、景観形成基準の例としましては、届出対象について、従来の大規模な建築物だけでなく、小規模な建築物を含む規模まで広げることで、地域らしさをより具体化することが可能となります。

また、現在、屋外広告物の規制については、市役所周辺を除き、屋外広告物法に基づく東大阪市屋外広告物条例のみで行っており、主に大きさの規制に留まっております。

そこに、「電柱広告物を禁止にする」など、地区に応じた配慮事項を、必要に応じて定めることができるようになります。

今回、景観形成重点地区の指定に向けて諮問させていただく区域は、令和3年度第1回景観審議会にて諮問させていただきました区域のうち、近鉄河内小阪駅北側の開発が令和6年度の着手に向け動き出していることから、近鉄河内小阪駅北側周辺地区について指定に向けた方針を検討するものです。

本区域の周辺の景観に関する特徴としましては、区域の北東部には、広大な緑地空間や、敷地を斜めに貫通する歩行者空間の創出など、新たな都市イメージと動線により地域のシンボリックな施設となっており、平成30年の「大阪都市景観建築賞」で奨励賞を受賞している大阪商業大学ユニバーシティ・コモンズ リアクトや、質の高い緑地が多いハウス食品大阪本社などによる良好な景観のエリアが現存しています。

また、布施に次いで発展し、準急も停車する近鉄河内小阪駅前に位置することから、駅から大阪商業大学等を繋ぐ、連続性のある良好な景観形成が期待されるエリアとなっています。

本区域は、「本市総合計画」及び「本市都市計画マスタープラン」において、布施から（仮称）瓜生堂駅周辺までの近鉄奈良線一帯を「にぎわいゾーン」に位置付けており、今後のまちづくりの方針として、「多様な人が集まり、交流するにぎわいのある空間を形成することで、周辺の商業・業務機能等の強化を図り、地域特性に応じた都市魅力の向上を目指す。」また、「うるおいややすらぎを感じることができる空間を創出し、拠点にふさわしい良好な都市景観の形成を目指す。」としています。

現在、東大阪市では、この「にぎわいゾーン」の魅力向上の実現に向けた課題解決、戦略的な推進を図ることを目的に、企画や都市計画、道路部門などの関係部署が集まって「東大阪市イノベーション創出エリア推進会議」を設置し、沿線のコアエリアの一つであるこの区域を先行して、協議検討を行っております。この区域のブランディングとして、地域の暮らしの活動拠点、若年・子育て世帯を中心に、人々が滞在し、多様で創造的な活動が生まれる場となるように、既存の行政施設、文化施設、商業・業務施設の活用・更新を図り、工

リアの魅力・価値を高めたいと考えています。

また、イノベーション創出エリア推進会議では、この区域の今後のまちづくりの方針を実現するため、「周辺市街地の相乗効果や周辺大学、企業との連携によるイノベーションの創出」、「人が集まる魅力的な都市空間を形成するにぎわい空間の創出」、「都市景観の向上や積極的に緑化するなどの都市の快適性の向上」や「災害時の防災拠点となる空間、防災イベントの実施などによる防災への取組など、災害に強いまちづくりの推進」を目指していくことをまちづくりの目標として検討しております。

次に、このまちづくりの目標を具体的に実践していくための手段として、景観形成重点地区の指定をしていきたいと考えており、今回の景観審議会において、景観形成重点地区指定の方針についてご意見をいただき、今後、地域に相応しい景観を誘導するため、色彩基準や接道緑化延長などの景観形成基準について検討した上で、次回の景観審議会でご委員のご意見をいただきたいと考えています。

また、都市計画の部署において、地区計画の指定について検討しており、その他にも、区画整理事業や駅前交通広場の事業化、布施駅から(仮称)瓜生堂駅までの近鉄奈良線沿線のまちづくりの推進などを検討し、実践していくことを目指しています。

次に、今回の審議会でご意見をいただきたい諮問内容であります、重点地区の指定の方針について、説明いたします。

まず、重点地区の指定の方針の基本的な考え方は、本市景観条例の趣旨を踏まえ、本市景観形成基本計画の方針を実施するものとします。

また、関連計画である「都市計画マスタープラン」や、それを踏まえた本区域のまちづくりの取組の方針に整合したいと考えています。

本市の景観形成基本計画を実現するため、景観形成重点地区に定める事項に従って、景観形成重点地区における景観計画を定めるものとします。

まず、景観形成重点地区の区域については、本市景観形成基本計画及び本市上位計画である総合計画、関連計画である都市計画マスタープランに則して、本区域を「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」と認め、景観形成重点地区として指定します。

次に、良好な景観の形成に関する方針につきましては、本市景観形成基本計画に定めております「生活景の方針」に則するとともに、先ほど区域の説明の際に申し上げました、まちづくりの取り組みの方針を踏まえた「景観づくりの方針」を、「市内外から多様な人が集まり滞在できる、にぎわいのある空間の創出」、「回遊性がある、安全で快適な歩行者空間の創出」、「みどりのある憩いのスペースによる、うるおいとやすらぎが感じられる空間の創出」、「駅側からの眺望を意識した、圧迫感のない配置及び色彩による良好な景観の形成」、「にぎやかさの中にまとまりのある屋外広告物の表示」とし、本重点地区における良好な景観の形成に関する方針は、「多様な人が集まり交流するにぎわいのある空間づくり」としたいと考えております。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項につきましては、新たに良好な景観を重点的に形成する必要があるという観点から、良好な景観の形成に関する方針を実現するため、審議会、市民及び事業者等の意見を聴きながら、地区の特性にあったきめ細やかな基準を定めてまいりたいと考えております。

また、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定める必要がありますが、現行の本市景観計画と同様としたいと考えております。

続きまして、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項につきましては、現在、屋外広告物条例にて制限を設けておりますが、審議会、市民及び事業者等の意見を聴きながら、地域に相応しい景観となるよう、必要に応じ、本区域の景観計画に必要な事項を定めてまいりたいと考えております。

次に、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準につきましても、必要に応じて施設ごとに定めてまいりたいと考えております。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項につきましては、本区域内において指定されている地域がないため、定めません。

また、自然公園法の許可の基準につきましても、本区域内に指定された区域がないため定めません。

市長が必要と認める事項につきましては、必要に応じ定めてまいりたいと考えております。

以上の景観形成重点地区に定める各事項に従い、景観形成重点地区における景観計画を定めて参りたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

本日の審議会でいただきましたご意見を踏まえ、制限に関する内容等について検討するとともに、イノベーション創出エリア推進会議にて庁内の意思疎通を図りながら、開発事業者等との協議や周辺関係者への意見聴取等を踏まえ、次回景観審議会にて景観計画の変更案についてご意見をいただく予定としております。

なお、次回の景観審議会は、来年1月頃の開催を予定しておりますが、開発事業者等との協議の進捗により、時期がずれる可能性があります。開催日程につきましては、時期が分かり次第ご案内させていただきます。

次回景観審議会での審議の後、都市計画審議会での意見聴取を経て景観計画を変更し、告示による周知後、施行してまいります。

以上で、議案第1号「(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定の方針」について説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。事前にお送りいただいた資料についてパワーポイントで詳しく説明していただきました。

議題となっておりますのが河内小阪駅、こちらの北側景観形成重点地区の指

定方針でございます。この指定方針に関しまして諮問されております。各委員それぞれのお立場から、お考えあるいは場合によってはご質問、いろいろご意見もあろうかと思えます。

順不同になりますが、もしまず発言をしたいという方がおられましたら、ご発言をお願いしたいのですが。

【委員】

ちょうど駅前で結構大きな空間になってくるかと思いますが、こういう景観計画を変更する部分について、例えば具体的に現在どういう建築物等が計画されているのか、そういうものは何かお示しいただけるのでしょうか。

【事務局】

現在、開発事業者と協議をしているのですが、大きな分譲マンションが何棟かに分かれて、また駅前ですので低層階については商業施設、生活に関する医療・子育てに関する施設が予定されています。

【委員】

おそらく市民の方は、結構関心がおありだと思います。

おそらく、東大阪の駅前でこれだけ大きい開発区域ってなかなかないと思いますし、大学に近いとか、色々ありますけど、皆さん、何ができるだろうという興味は結構ありますが、当然民間事業なので、オープンになるまで何も情報が出てこないですけど、例えばタワーマンションだろうかとか、あるホテルが来るのではないかとか、色んな噂みたいな形で飛び交っています。

何が来るかによって指針の方針も変わってくるのかなと思うので、指針は指針でいいと思いますが、具体的なイメージを持ってした方がいいのではないかとはいえます。何が建つのか分からない状態で、景観でこういう風にしなさいと言っても、超高層なのか低いものなのか、それも分からない中で、なかなか話がしにくいのではないかなと思います。

細かいところは当然、民間事業なのであまりできないと思いますが、大枠の何階建てぐらいで、どれぐらいの大きさなのかとか、そういうものが分かった時点で教えていただければありがたいのかなと思います。

【事務局】

我々は、事業者からの提案の中で、イノベーション創出エリア推進会議を開催させていただきながら、市としてのできる限りのことをやらせてもらいながら、事業者に協力をお願いして、事業者の方で考えてもらっているところで

今お示しできるのは、何棟かに分けて分譲マンションが建つ予定で、その低層部においてにぎわいの創出となるようなご提案をいただいているところで

【会長】

委員の言われていることはもっともだと私も思いますし、何ができるかというのは、市民が非常に興味、関心を持っていると思います。

また、ご存知のように新型コロナのときに、ちょっと頓挫した経緯があったように聞いておりますので、これからどういう風になるのかというのは、市側と事業者がお話しされながらより良い空間を作っていく、こういったことが重要になると思います。

【委員】

今回の事項は、本地域のベースとなるものでございますので、今のところ反対等はありません。

きっちりしたものを指針としてまとめていただいて、そこから設計等に活かしてもらいたいと思います。

【会長】

指針をまず定めるということからスタートする。そういうご意見だったかと思います。

【委員】

私の方は、広告物がメインでありますので、現段階でにぎわいゾーンの形で統一性を出すのであれば、やはり大きさでありますとか、高さ、色、こういったものの規制というものは、どうしても必要にはなってくると思います。

あと、そのアイテムですね、こういった看板であればいいのか、そういう形の決まりがある方が、設置するときも話を進めやすいかとは思いますが。

【委員】

私も屋外広告物の担当でございます。この地域は商業地域で、規制は最低限の規制という形でさせていただいております。今後それが煩雑になったら規制を設けるべきなのかと思っております。

現段階におきましては、規制がゆるい段階でさせていただいておりますので、まちが繁栄したらどんどん進めるべきだと思います。

今の段階ではまだそこまで規制をかける必要はないのかなと思います。

【委員】

景観形成重点地区に指定するという事は、非常に意義があると思います。

大阪商業大学様が非常に積極的に景観デザインをされていて、学内に設定されている斜めに動線を切り込んで、駅とキャンパスを繋げようという、それがもう形に見えてきているな、という風にデザインしていただいた。

そのようなことに気が付きながら、やはりこの賑わいという話の中で、回遊

性が非常に重要じゃないかなと思いますので、その辺りの回遊性を意識しながら、歩いて非常に楽しい街にできる可能性があるなと思いました。

駅前でめちゃくちゃいい土地なので、勿体ないかもしれないですけど、駅前に交通ロータリーがあって、駅前に広いオープンスペースでの公園があって、周りに建物が囲うような形であると。ここは先ほど市長さんが、ごちゃごちゃしたような、そういう雑然としたのが東大阪のある意味特徴だというお話がありましたけど、新しいイメージとして、非常に清潔感のある、みどりでゆったりしたオープンスペースと、ゆったりした建築物のある新しい都市のイメージができそうで、非常に期待が広がるなと思いましたし、本地区を指定するのはいいと思いました。

【委員】

3点ほど質問と意見等ありまして、どうしてもこの重点地区ばかりに目が行きますが、もう少し周辺とこの地区の関係性というのを意識して、この地区がどうあるべきかというのを検討していただければなと思います。

今の商大のリアクトからハウス食品まではいけているんですけど、そのさらに東側の商大キャンパス、ここが谷岡記念館とか、登録文化財があるわけですから、そういうものまでもうちょっと視野に入れていただきたいし、さらに中長期的には、さらに東側に行って文化創造館までどう繋いでいけるか、みたいな話も必要ではないかなと思います。

さらに、東側も商大さんがお持ちの土地がかなりありますので、商大さんにご協力いただいて、八戸ノ里まで繋げてしまうような、そういう中長期的な展望を持った中で、この場所が位置づけられないかなと思います。

さらに南側を考えてみますと、司馬遼太郎記念館の最寄りの駅は八戸ノ里ですが、小阪からも歩けない距離ではないと思いますし、それから、先ほど市長のお話の中でも司馬遼太郎先生のお話が出てきましたけど、司馬遼太郎先生は小阪の南側の色々なお店を利用されていて、作品の中にも出てきますよね。そういう意味では、南部と北部をどのように意識するのかという点も踏まえてこの地区を位置づけていただくと、さらにこの内容がグレードアップしてくるのではないかなと思います。

そういう意味では、文化創造館とか司馬遼太郎記念館で言うと、先ほど市長が、まちなみというのは都市の文化だというお話でしたけれども、一番こういった文化施設が集まっている地域の駅前ということになりますので、そういう観点ももう少し補強していただいたらいいなと思いました。

2点目は、やはり駅前ですから、広告物は一定いいものにしていただくという意味では、重点地区に定める事項の中で、広告物はしっかりとルール化をしておいた方がいいのではないかなと思います。

さらにやり替えをするわけですから、景観重要公共施設、具体的には道路になるとは思いますけど、その道路のレベルを高める高質化ということと、どこまで基準としても定められるかどうかというのも、事務局側に検討していただ

ればと思います。

他市でも、景観重要公共施設を位置づけるという事がなかなかできていないと思いますので、道路景観を、道路のデザインを景観的にどれだけグレードアップできるかという中で、基準化ができたらいいなという機会は設けるのですが、相手さんがあるものですから、その辺り、今どこまでこの基準化ができるかどうかというのも、ぜひ検討していただきたいなと思います。

最後3点目、これは質問ですけど、そのような空間デザインの話をもイノベーション創出エリア推進会議の中で、どれほどできているのか、今後できているのか、あるいは推進会議というのは、大きな方向性を定める会議であって、空間デザインの話はこの審議会を中心に定めていこうとなるのか、そのあたり推進会議と空間デザインの関係を教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

イノベーション創出エリア推進会議は、市の企画部門、都市計画、市街地整備、道路部門、あと緑化と景観部門の我々で組織しており、大きな話は総合計画や都市計画マスタープランと整合して、布施駅から（仮称）瓜生堂駅にかけてのにぎわいゾーンの将来像を目指す中で、このエリアをコアエリアとして先行して協議、検討しています。

その中で、重点地区にしていくというのは一つの手段で、この会議で出た意見についても報告させていただきながら、地区計画なども指定していき、相乗効果を図られたらと考えています。今おっしゃられた道路の高質化を目指すためには、早い段階から景観に関しても、配慮事項というものお示ししながら、にぎわいゾーンというものをいかに実現していけるのかということを考えて協議していこうと思っています。

【委員】

おそらくあまり細かいところまでは空間デザインの話は出来上がってこないのかなと思いますので、またその辺りは担当課と景観審議会でも、しっかりと揉んでいく必要はあるのかなと思います。

デベロッパーが中心の開発になるとと思いますが、例えば、これは景観デザインよりも建築デザインの話ですが、周辺はまだ、特に西側は低層住宅が多いので、その高さを考えていくと、真ん中を高くして周辺を低くしていくみたいな話とか、そういうような話がどこでできるのか、具体的なことが設計者とデベロッパーと市役所とどこでできていくのかな、と思います。もう形ができてしまうと、そこからお願いしてもなかなか聞いてくださらないと思います。

大きな方向性みたいなものが、どこで擦り合わせ調整するのかということでは、多分推進会議ではなくて、景観担当とか建築担当の方が得意分野だと思いますが、そこまでちゃんとしっかりとかなり早い段階でやっていただければ、より良いものになってくると期待しております。

推進会議でやってくださいということではなく、市役所の方も、より良いものにするために、そういうボリュームの配置の問題等についても、しっかりと打ち合わせをできるような体制を取って欲しいと思います。

【事務局】

補足いたしますと、大阪府などの方で、「大阪のまちづくりランドデザイン」というものを策定されております。その中で、鉄道沿線をキーにした賑わいの創出が位置づけられております。

今回のこの近鉄沿線におきましても、大阪府が座長になって、鉄道事業者と各市町が入った協議会が作られて、にぎわい創出の協議がされているところです。

市としましても、1事業者の開発だけに留まらず、周辺との繋がりだとか、賑わいだとか、あるいは今おっしゃられている、景観の部分をより向上するチャンスでありますので、そういった事業者に積極的に意見できるような形でイノベーション創出エリア推進会議を立ち上げました。

各部局が入ってその推進会議と各プロジェクトチームを作って部局を跨って進めておりますので、先ほどいただいたご意見の各段階において、我々景観部門としての意見も、推進会議の中で示していけるように進めてまいります。

【委員】

頑張っていただけだと思いますけど、大きな方針を立てるレベルと、建築計画の方針を立てるレベルは少し違うと思いますので、そこは何でもかんでも推進会議ではないだろうなと思っております。

よろしくをお願いします。

【委員】

初めてで分からないところがたくさんございますけれども、景観審議会という形で、今日の会議の中での基本的な考え方というものはどうでしょうかということをお問われていると思いますので、私はこの形でいいのかなと思っています。

後は、おっしゃられたように、広げていくということでもいいのかなと思います。

【委員】

私共の立場からは、特に犯罪の予防と屋外広告物取締りの2点について、関わっていくことになると思います。先ほど賑わいという話の中で、特に地域の人気が気にされる防犯や犯罪の予防について、私たちは防犯環境整備と言っていますが、そういったところも踏まえて今後話を進めていただけたらなと思います。

もう一点が質疑です。現状、屋外広告物条例に規定の景観計画に必要な事項

を定めるとありますが、既に屋外広告物条例で制限を設けている事項を定めるのか、また新たに条例に規定してそれを必要な事項として景観計画に定めるのか、教えていただきたいです。

【事務局】

現在この地区については屋外広告物条例施行規則で規制しており、それに加えて、新たな規制内容を同規則の中に盛り込むものです。

【委員】

今回、景観形成重点地区の指定で、景観条例の第13条第1項第1号、もしくは第2号とありますが、これは結局こちらの第2号を適用されて、指定することになるのでしょうか。条文ではいずれかとありますが。

【事務局】

第13条の景観形成重点地区で、「現にある良好な景観を重点的に保全する必要があると認められる区域」と「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」のどちらであるかということでしょうか。

【委員】

はい、今回景観形成重点地区を定めるわけですから、条文上の根拠がありますので、次のいずれかに該当する場合、指定することができるかとありますから、大元を確認しておく必要があるかなと思いましたので。

【事務局】

地区につきましては、解体工事が進められておりまして、年内には開発事業区域については解体が終わります。ですので、今回は新たなものができるため、良好な景観にしていく必要がございますので、新たにという方で第13条第1項第2号となります。

【委員】

もう1点、今回駅の北側を重点地区とのことですが、南側も住宅地域として著名な区域もあるかと思しますので、同じ地域であって、北側と南側の関係性について景観形成にあたってはご留意いただくといいかなと思います。

【会長】

今いくつか建設的なご意見を賜りました。この件に関しまして、つまり議案第1号ですが、(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定の方針についてご意見をいただきました。

今のご意見を盛り込みながら、答申書を作成いたしたいと考えていますが、その内容に関しましては、ボイスレコーダーを元に私の方で案を作るというこ

とでお認めいただけますでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございました。それでは議案第1号に関しまして、皆様方に貴重なご意見を賜りました。

続きまして議案第2号にまいりたいと思います。デザイン部会の審議予定案件について諮問でございます。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第2号のデザイン部会の審議予定案件について、説明いたします。

先ほどもお伝えしましたが、デザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため、東大阪市景観規則第36条に基づき景観審議会に設置した部会です。

審議内容が専門的なものとなるため、審議会委員の方の中から、デザインの専門知識を持つ方で構成しております。

対象とする案件は、「市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000㎡以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて」ご審議いただきます。建築物にはPFI事業で行うものも含めます。

スライド下の図にあるとおり、デザイン部会を開催し審議する為には、あらかじめ市長が当審議会に諮問し、審議会から部会へ審議依頼を行う必要があるため、今後予定される案件をここで諮問するものです。

審議予定案件についてですが、令和5年度以降に、新築または基本計画の策定等を予定している延べ床面積1,000㎡以上の市有建築物について市役所内の部署に照会を行った結果をスライドに示しております。この3件につきまして今後デザイン部会でご審議いただく予定です。

なお、このうち、表の一番上「児童相談所および図書館」につきましては、基本計画を令和5年度中に策定予定であり、その間にPFIの導入について検討しているため、今年度内にデザイン部会にてご審議いただく予定あることをお伝えいたします。

以上で、議案第2号「デザイン部会の審議予定案件について」の説明を終わります。

【会長】

議案第2号の審議予定案件につきましては、画面にありますように3件ございます。ご説明にありました児童相談所及び図書館に関しまして、令和5年度以内にデザイン部会に審議され検討されることとなります。

こういうデザイン部会という位置づけ、役割を含めて色々と皆さんからご意見があるかもわかりません。

それに関して、ご発言、ご質問等がありましたらどうぞ、ご発言いただきたいのですが。少しずつ、皆様方からご意見をいただきたいと思っておりますが、もしまずあれば、よろしいですか。

それでは私の方からご意見を承りたいと思います。今このような形で、予定の案件というのが今3件示されておりまして、一番上が令和5年度以内とありました。どれを見ましても非常に重要な施設ですが、委員はいかがでしょう。

【委員】

非常に重要な施設で、その地域のイメージとして、公共施設なので、このデザイン部会で審議する意義があるなと思います。

先ほど委員もおっしゃいましたが、決まってしまってからでは、やはり審議した内容が反映されないので、そこを注意していただければなと思います。

【会長】

ありがとうございました。決まってからではなくてというご意見がありました。

【委員】

まちにとって重要な施設ですので、形も含めてまちのシンボルとして目立つ方がよいのか、控えめなまちに馴染むものの方がよいのかなどいろいろあると思います。先ほど委員もおっしゃいましたが、デザイン部会で審議するにもタイミングがありますので、審議結果が反映できるような状況で上げていただければと思います。のちに修正が利くものでもございません。市民の方々にとっても重要な施設になるとは思いますので、お願いいただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。各委員から出ているのは、やはりタイミングというのは非常に重視することで、皆さん異論はないかと思います。

【委員】

3件共、デザイン部会で審議していただくというのはいいと思います。

【会長】

委員、今後こういったものができるのですが、新しいものがまちの中にできるということが示されていますが、何かご意見ございますでしょうか。

【委員】

意見はないです。でも、本当に重要な施設だと思いますので、良い形でご審議いただければと思います。

【委員】

皆さん言われるように重要な案件だと思いますし、私、建築設計の仕事をやっておりますので、特にどのタイミングでどういう意見が出てくるのか、というのは非常に大きな話ですし、言われる側としても、ある程度事業あるいは内容が固まってから、こうしろと言われてもなかなかできない場合もありますので、できれば早い段階のときに、意見交換なり調整ができれば、それを取り入れて進んでいくとか、そういうこともできるかと思うので、できるだけ早い段階での調整をしていただければなと思います。

【会長】

ご意見が出ているところで言えば、やはりタイミングが重要であるということですが、委員、いかがでしょうか。

【委員】

先ほどからご意見賜っておりますように、できるだけ早い段階でお話をさせていただくことで、設計者さんとのトラブルというのも防げるのかなと思います。その点については今までもそうさせていただきましたが、かなり早い段階で、特にPFIは事業者を選ぶ際、その建物のデザインも含めての審査になりますから、そういうときは募集要項にしっかりとお願いすることを書いておくことが重要なので、できれば募集要項を考えていく段階から、このデザイン部会でも一緒に考えさせていただければと思います。

それと、これは財政部門の方をお願いをしないといけないかなと思っておりますが、例えば先ほど文化創造館が出てきましたが、大阪まちなみ賞の審査を私も長年しており、奨励賞を差上げたので、それなりにしっかりとデザインしていただいているのですが、実は数年前に豊中市の文化芸術センターには、大阪府知事賞を差上げています。

やはり、お金をかけることができれば、それなりのグレードアップが図れる、ということがあります。そのあたり、財政の方が渋ってはいませんかという気がしてまして。

今回上がってくる、図書館であり斎場であり博物館というものは、市の顔となるべき施設ですので、しっかりと予算をつけていただくことによって、グレードの高いデザインができるのではないかなと思いますので、財政の方にもお願いをしていただければと思います。

去年は、三重県名張市の斎場の建て替えのお手伝いをさせてもらったのですが、最近色んなところの斎場のグレードが非常に高くなってきています。

そういう意味では、今回の建て替えということ言えば、市民にとっても非常に重要な最後のお別れの場所でもございますので、グレードの高い施設ができたらいいなと思っております。そのためにやはりお金をかけるところはかけていただかないといけないので、ぜひとも財政の方にも、この3つの施設につ

いては非常に重要なので、今まで以上に財政面でも頑張ってもらいたい、という意見がこの審議会からも出ましたということで、ちょっと背中を押しますのでお願いしたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。こういうご意見を踏まえてデザイン部会の審議予定案件を進めていく上でのタイミングであるとか、予算措置については厳しいところがあるかもわかりませんが、そういう要請が審議会から発言があったことは重要だと思います。

他にもご意見があれば、ご指名してない方もおりますが、遠慮なくご発言いただきたいと思います。皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

それではこれまでいただきましたご意見をもとに、再度事務局にて事業課と密に協議をしていただきます。

審議事項が整いましたら、私がデザイン部会の方に審議依頼をさせていただきます。その後にデザイン部会の開催となりますので、ご指名いたしました部会委員の皆様には、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第2号ということになります。ありがとうございました。

それでは続きまして議案第3号に参りたいと思います。お手元でございますように報告事項でございます。デザイン部会で審議された案件の答申についてでございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

議案第3号の、デザイン部会で審議された案件の答申について、報告いたします。

これまでの景観審議会において、デザイン部会の審議予定案件として諮問していたもののうち、1案件「(仮称)東大阪市防災倉庫」について、令和5年5月29日にデザイン部会にてご審議いただきました。

事業担当部署は危機管理室、場所は東大阪市荒本西一丁目、東大阪ジャンクション南側の中央環状線沿いに位置しており、建築規模は、延べ床面積約2,890㎡、事業手法は従来の設計施工方式です。

答申としましては、一つ目に、「外壁については、壁面が長大となるため、素材や色彩の変化や分節等により、圧迫感の軽減を図るとともに、シンプルですっきりとしたデザインとされたい。また、外壁の色彩については、落ち着いた品のある印象を与えるものとし、高明度・低彩度とされたい。」

二つ目に、「外壁や屋根への公共サインや市章マークの設置については、必要性を十分に検討したうえで、見る人の視点を意識して、位置や文字の大きさ、色彩に配慮されたい。」

三つ目に、「窓の配置については、換気や採光等の屋内において求める機能のみから配置を決めるのではなく、屋外から見た際の全体的なバランスを考慮して配置されたい。」とのご意見をいただきました。

また、答申書の記載以外にも、「屋根については、本件に関しては周辺の既存倉庫等に切妻屋根のものが多く見受けられるため、切妻屋根とすることも考えられる。」「外壁については、建物が扁平かつ横長であるため、横格子がデザインとして馴染む。」と言ったご意見や、「豎樋や排気口等の外壁付帯物について、設計段階から色や素材を含めて、例えば、塗装仕上げや溶融亜鉛メッキ仕上げ等予算の範囲内でできる工夫をされたい。」等のご意見もいただきました。

現在は、これらの意見を反映させながら、令和6年度の工事着手に向け基本設計を行っているところです。

以上で、議案第3号「デザイン部会で審議された案件の答申について」の報告を終わります。

【会長】

ありがとうございました。答申ということで報告ではございますが、この答申書をお作りいただきました関係者から、まず追加的に何かご発言があればと思います。

【委員】

一番大きな方針ですけど、最初に担当の危機管理室の方から3案ぐらい出てきましたが、景観に配慮しないといけないという意識のもとで、少し頑張りすぎているデザインもありまして、いくら頑張っても倉庫は倉庫でしょう、と。その形態としても、それから素材としても軽量鉄骨にALC板を貼るということしかできないので、そんなに頑張ってもらっても仕方がないということで、まず初めに、シンプルですっきりしたものということでいかがでしょうか、とお話ししながら、その後詳細のアドバイスを先生方と共にさせていただいた、という次第です。

ですので、先ほど斎場とか博物館とかはしっかりとお金をかけて頑張ってくださいとお願いをしましたが、今回は倉庫ですので、やはり機能面、お金をかけられるかけられないということは決まっておりますので、そのあたりもしっかりと考えながら私達もアドバイスをさせていただいたというように、今の内容をご理解いただければと思います。

以上です。

【委員】

委員のおっしゃる通り、まずその話はしていました。

あと、日常非日常という話で、ここが防災倉庫で、ここを拠点にしながら物資を出していくというお話がありましたので、答申の2番目の市章を屋根の上に乗せるというのは、上からヘリコプターで来たときに見えるようにという、色んな見る人の視点というのも、周りの周辺の住民だけではなくて、その物資を供給する人、出していく人たちも見えるという意味で、見えながらも、でも

あまり目立ちすぎるのも景観的に仰々しくなりますし、その辺のバランスに気をつけましょうという話は、審議の中でしました。

【会長】

日常非日常と、医療に関わるようなことでございますので、ご発言の通りだと思います。

【委員】

両委員が言われたこと以外で言いますと、歩道を歩く人にとっては、大きな壁が出てくるのは圧迫感が生まれると思います。できるだけ圧迫感を軽減するために、窓の割り付け等で意匠的な工夫を施すということが話し合われました。

【会長】

ありがとうございます。これは安心、安全に関わる非常に重要な施設となります。

委員、いかがですか、今聞いておられてご感想ございますか。

【委員】

特にございません。このとおりしっかりやっていただければいいかなと思います。

【委員】

屋根の上に防災倉庫と分かるマークを付けるというのはいいことかと思えます。景観に支障のない形でできればなと思います。

【会長】

他にご意見ありますでしょうか。屋根にマークを付ける、それを目立たないようにするということでした。

個人的な感想みたいで、本当は会長がこんなこと言ってはいけないのですが、28年前の阪神淡路大震災を受けた身としては、ヘリコプターが飛んだときに、どこが目標なのか分からないと困るため、やはり市章があるというのは見つけやすいと思います。

そういう意味で、市民の方にとって安全安心で、何か非日常的なことが起きたときに、自分たちでも守るという、そういうものを答申のように進めていってほしいと思います。

これからどのような自然環境が現れるか分かりませんが、東大阪市の中で、行政とともに市民の方が安心して暮らしていけること、これが一番基本です。

これに関して特に何かご発言がなければ、これを良といたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【委員】

私も屋外広告物の担当でございまして、そういう防災のときに屋外広告が一番役に立つので、業界としても一番冥利に尽きます。

屋外広告の重要性というのは、まちの景観もさることながら、色んな公衆の方に、まちの指標としての道に迷わないとか、そういう商業目的だけでなく、防災の時に役に立っていただけたら幸いです。

今後そのような計画を、屋外広告を通じてやっていただけたら屋外広告業界としても非常にありがたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。委員から屋外広告物についての意義といったお話もいただきました。他によろしゅうございますでしょうか。

ご意見もこれでまとまったかと思えます。

それでは、これは答申という報告でございますので、賛意を問うものではございません。これにて議事を全て終了といたします。

長時間においてありがとうございました。